

2016年3月19日

『(規律・プレイクリーン委員会)公式競技会における違反行為に対する懲罰基準』  
及び『(裁判委員会)裁判委員会規程・指導者処分のガイドライン』の制定について

## 1. 規律・プレイクリーン委員会

◇これまで懲罰に関する基準がなかったため罪刑法定主義に基づき、本年2月にJBA基本規程(以下、基本規程)第165条に則り、『公式競技会における違反行為に対する懲罰基準』<別紙1>を制定。

### 【都道府県協会へのお願い】

(1)当該基準の傘下団体への周知

(2)基本規程第178条②「都道府県協会等は、規律・懲罰問題を処理するため、規律・プレイクリーン委員会を設置しなければならない」に則り、「規律・プレイクリーン委員会」の設置

①『規律・プレイクリーン委員会』の審議・決定フロー <別紙2>

②基本規程に定める「規律・プレイクリーン委員会」の構成と役割

1.組織および委員【第49条】

委員長および若干名の委員で構成。

委員長及び委員は、協会の事業に関し、経験と知識及び熱意を有するもの

2.任期【第50条】

委員長および委員の任期は2年とし、再選を妨げない

3.調査・審議の手続き【第179条】

各協会・各種連盟および競技会の主催者は、懲罰の審査が必要と思われる報告があつた場合、規律・プレイクリーン委員会に調査を依頼する

4.審理の非公開【第181条】

懲罰に関する審理および記録は非公開とする。

5.聴聞【第182条】

当事者に事情聴取を行い、意見を聴取する。

6.答申の作成【第187条】

懲罰案／答申を作成し、理事会に提出する。懲罰の決定は理事会が行う。

## 2. 裁判委員会

◇当該委員会については、基本規程第47条に運用は「裁判委員会規程」で定め、第42条に和解斡旋機能を持つとあるが、これまで両方に定めがなかったため、本年2月に「運用」と「和解斡旋」に加え、案件の大半(約8割)を占める指導者について、「指導者処分ガイドライン」を織り込み、「裁判委員会規程」<別紙3>を制定。

### 【都道府県協会へのお願い】

(1)当該規程の傘下団体への周知